

◎リンクはPCから開けます（スマホやタブレットでは開けない場合があります）

**福島県最低賃金が改定されました**

効力発生日 **令和4年10月6日**

時間額 **858円**

賃金の見直しをお願いします！

業務改善助成金をご活用ください

検索

いわき労働基準協会

◎ 印刷・配布・転載は自由です

署長室よりいわきAliosを望む（R04年10月撮影）



**いわき労働基準監督署長から  
墜落防止パトロール実施中  
違法な足場は危険です！**



下の記事にある通り、今般、いわき市内において、**足場の不備（中さん不設置）と墜落制止用器具不使用により被災者が重傷を負う労働災害が発生しました。**

災害の発生を受け、現在、足場が設置されている、または梁上での作業が行われているいわき市内の建築現場に対する署長パトロールを実施しています。

パトロールでは、パトロールチラシ（別途掲載）を配布し、足場が適法に設置されているか、高所作業が適法に行われているか、また最近多発している転倒災害の防止対策が講じられているか等について点検を行っています。

これまでに点検を行ったところでは、特に低層建築物の**外装工事や塗装工事**において、**中さんが設けられていなかったり、落下物防止用のネットや幅木が設けられていないなど、違法状態となっている足場がみられました。**

違法で危険な足場を組み立てた足場業者さんにも責任がありますが、もしもこれらの足場を使用して墜落災害が発生すれば、**元請業者さん、施工業者さんにも労働安全衛生法上の責任が問われることとなります（安衛則563条、655条ほか）。**何より、現場で働く職人さんの生命、身体が危険にさらされます。

皆様の現場にある足場は違法状態ではありませんか？現場の再点検を行い、**安全対策が適切に行われていることを確認してください！**

[足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策についてはこちらをご覧ください](#)

**速報 足場からの墜落災害が発生！**

**足場作業中、手すりのすき間から墜落**

いわき市内の住宅外壁塗装工事現場において、足場上で作業中、手すりと作業床とのすき間から約6メートル墜落し、**頭部や腰背部等に重傷を負った。**



イメージ図（職場のあんぜんサイトから引用）

足場は鋼管製くさび足場で外部にネットが張られていたが、**手すりは作業床から約1mの高さの個所に1本設けられているだけで、労働安全衛生法で定められた「中さん」は設けられていなかった。**

また災害発生時、被災者は保護帽を着用していたが、飛来・落下物保護用のもので**墜落時保護用ではなかった。**また6メートル以上の場所で作業していたにもかかわらず、**墜落制止用器具（フルハーネス等）は使用していなかった。**

違法な足場で安全対策が不十分なまま高所作業が行われていました